

会 議 録

会 議 名	東松山市情報公開・個人情報保護審議会					
開 催 日 時	令和6年2月20日（火）			開 会	午後2時	
				閉 会	午後3時	
開 催 場 所	東松山市総合会館 3階 301会議室					
会 議 次 第	1 開 会 2 委嘱状交付 3 市長挨拶 4 役員の選出について 5 議 題 (1) 東松山市情報公開・個人情報保護審議会の役割について (2) 令和5年度上半期（4月から9月まで）情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について（報告） (3) その他 6 閉 会					
公開・非公開の別	公開		傍 聴 者 数		0人	
非公開の理由 (非公開の場合)						
委員出欠状況	会 長	小 柳 亮 直	出席	副会長	大 塚 敏 郎	出席
	委 員	太 田 勝 広	出席	委 員	岡 田 和 子	出席
	委 員	小 笠 原 泰 代	出席	委 員	関 口 喜 希	出席
	委 員	戸 森 健 治	出席	委 員	佐 藤 敦 弘	出席
事 務 局	総務部長	中 嶋 和 則		総務課長	福 田 誠	
	総務課主査	鈴 木 康 之		総務課主事	加 藤 拓 也	

<p>1 開 会</p>	<p>(事務局 福田課長)</p> <p>皆様、こんにちは。</p> <p>本日は、公私ともお忙しいところ、東松山市情報公開・個人情報保護審議会に御出席いただきましてありがとうございます。私は、本日の会議の司会を務めさせていただきます、総務課長の福田です。よろしくお願いいたします。</p> <p>それではただいまから、東松山市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。</p> <p>(事務局 福田課長)</p> <p>まず始めに、令和5年10月1日から、東松山市情報公開・個人情報保護審議会の委員への委嘱をお受けいただきました委員の皆様の紹介をさせていただきます。</p> <p>名簿の順に御紹介させていただきます。</p> <p>— 委員の紹介 —</p>
<p>2 委嘱状交付</p>	<p>(事務局 福田課長)</p> <p>続きまして、森田市長より委嘱状を交付させていただきます。</p> <p>代表して太田委員に交付いたしますので、太田委員は前へお願いします。</p> <p>— 森田市長から太田委員に委嘱状交付 —</p>
<p>3 市長挨拶</p>	<p>(事務局 福田課長)</p> <p>続きまして、森田市長より挨拶を申し上げます。</p> <p>— 森田市長挨拶 —</p> <p>(事務局 福田課長)</p> <p>森田市長につきましては、次の公務がございますので退席させていただきます。</p>

<p>4 役員の選出 について</p>	<p>— 森田市長退席 —</p> <p>(事務局 福田課長) 続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。</p> <p>— 事務局職員の紹介 —</p> <p>(事務局 福田課長) 続いて、役員の選出でございます。 この審議会におきましては、東松山市情報公開・個人情報保護審議会条例第4条の規定に基づき、委員の互選により、会長及び副会長を置くこととしております。 会長は、会議において議長を務めることとされております。副会長につきましては、会長を補佐し、会長が事故等により不在の場合はその職務を代理することが主な役割です。 皆様方で、役員の選出について御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。</p> <p>(事務局 福田課長) いらっしゃらないようでしたら、事務局から提案させていただきますようお願いいたします。</p> <p>— 異議なし —</p> <p>(事務局 福田課長) そうしましたら、会長は小柳委員、副会長は大塚委員にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。</p> <p>— 異議なし —</p> <p>(事務局 福田課長) ありがとうございます。それでは、会長を小柳委員、副会長を大塚委員にお引き受けいただきます。</p>
-------------------------	---

5 議 題	<p>就任に当たりまして、小柳会長より御挨拶をいただきたく存じます。よろしくお願いいたします。</p> <p>— 小柳会長挨拶 —</p> <p>(事務局 福田課長)</p> <p>中嶋部長につきましては、所用がございますのでここで退席させていただきます。</p> <p>— 中嶋総務部長退席 —</p> <p>(事務局 福田課長)</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>東松山市情報公開・個人情報保護審議会条例第5条により、会議の議長には、会長がなることになっておりますので、以後の議事進行につきましては小柳会長によりしくお願いいたします。</p> <p>(小柳会長)</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。</p> <p>はじめに、私から本日の会議の会議録署名委員を指名させていただきます。名簿の順番から、今回は太田委員と大塚委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、会議の公開についてお諮りいたします。原則公開となっている会議ですが、本日の案件だと特に非公開にすべきと思う事項はございません。委員の皆様、御異議ございませんでしょうか。</p> <p>— 委員の同意 —</p> <p>(小柳会長)</p> <p>それでは、御異議がないということですので、本日の会議は公開することといたします。</p>
-------	--

事務局に確認ですが、本日の会議の傍聴希望者はいらっしゃいますか。

(事務局 加藤主事)

傍聴希望者はありません。

(小柳会長)

それでは議題に入らせていただきます。

議題の(1) 東松山市情報公開・個人情報保護審議会の役割について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 加藤主事)

それでは、議題の(1) 東松山市情報公開・個人情報保護審議会の役割について御説明します。

— 資料1「東松山市情報公開・個人情報保護審議会の役割について」により説明 —

(小柳会長)

事務局からの説明が終わりました。御質疑、御意見のある方はいらっしゃいますか。

— 質問なし —

(小柳会長)

ないようですので次に進みます。続いて、議題の(2) 令和5年度上半期の情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 加藤主事)

それでは議題の(2) 令和5年度上半期の情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について御説明します。

— 資料 2 から資料 4 までの説明 —

(小柳会長)

事務局からの説明が終わりました。御質疑、御意見のある方はいらっしゃいますか。

(佐藤委員)

毎年、設計書等の開示請求をされる事業者等がありますか。

(事務局 加藤主事)

はい。定期的に関示請求されている事業者は多くあります。

(事務局 福田課長)

入札に参加するにあたり、積算の参考資料として設計書等の開示請求をしているものと思われます。

(佐藤委員)

開示請求をした事業者は、実際の入札に参加しているということでしょうか。

(事務局 福田課長)

開示請求をした事業者が入札に参加しているかについては、把握をしておりません。

(戸森委員)

資料 2 で「指定管理業務の業務報告書に関する文書」の請求が 3 件あったとの報告がありましたが、これは、東松山ぼたん園の指定管理業務などに関する請求ですか。

(事務局 加藤主事)

はい。請求を受けた 3 件すべて東松山ぼたん園の業務報告書に関する請求です。

(戸森委員)

資料3の請求No.29で、ごみ集積場のトラブルに関する裁判資料を開示請求されていますが、こういった理由で請求がされているのでしょうか。

(事務局 加藤主事)

請求者に請求理由を聞いているわけではないので、あくまで推測になりますが、請求者が自身の住む自治体を相手方として訴訟を提訴する際、参考として、他市町村で争われた類似する事件の書類を開示請求した等の理由かと思います。

(戸森委員)

資料4の請求No.5で、境界確認の立会い承諾書について承諾をした本人から開示請求がされていますが、本人が控えているような書類がなぜ開示請求されているのですか。

(事務局 福田課長)

本人が書類を紛失されたり、当時の記憶が曖昧なため、事実確認で請求をされたことが予想されます。

(戸森委員)

資料4の請求No.14は、市の職員が開示請求をしたものでしょうか。

(事務局 加藤主事)

市の職員が請求したものではなく、市の職員が事務の一環で民間の会議に立会った際の記録文書が市民から請求されたものです。

(佐藤委員)

資料4にある、介護保険認定調査票及び主治医意見書の開示請求は、認定結果に不満を持った利用者が内容確認のために開示請求をしたものでしょうか。

(事務局 加藤主事)

そういった理由で開示請求がされることもあるかと思いますが、他のサービス利用申請に介護保険認定に係る主治医意見書の写しが必要という理由で開示請求がされることが多いです。少なくとも、資料4に記載のある請求を受けた際に請求者から、認定結果に不満があるので開示請求をするといったお話はありませんでした。

(戸森委員)

資料3の請求No.1でR4市道第30号線(下唐子)配水管布設工事の開示請求がされていますが、この工事の契約にかかる入札において、市の過少積算が原因で契約に至らなかった事業者から訴訟を提訴されていると思います。この開示請求で交付した設計書の写しは、過少積算となったものを交付しているのでしょうか。

(事務局 福田課長)

戸森委員が話された訴訟事件の詳細ですが、該当工事の設計書作成において、誤って前年度の積算根拠を使用していたため、過少積算であったことが判明し、当初契約予定だった事業者と契約解除をしなければならなくなったことを原因とするものです。なお、請求No.1の請求に対しては、この過少積算をしている設計書の写しを交付しています。

(戸森委員)

開示請求の話からは少し逸れますが、この訴訟について市のホームページに掲載がされたのは、当該和解について市議会の議決を得て、相手方との和解が成立した後でした。そうすると、市民は、事件が起きたことや、市が提訴されていることを事後報告で知らされるわけです。これは情報公開の考えとしてどうなのでしょう。さいたま市では、市の事件などについて、毎月ホームページで報告をしています。市の業務においてミスが発生してしまった際は、何がいつ起きて、どういった対応をして

